

南部町の 軽自動車税

税シリーズ 第3弾

軽自動車税は、軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の所有者にかかる税金です。

■軽自動車税を納める人

4月1日現在に、軽自動車等を所有している方に課税されます。

■納める額

下表のとおりです。

※ 軽自動車税には月割課税制度がありません。したがって、年度途中での廃車や所有者の変更があっても、その年の4月1日現在の所有者に、その年度の軽自動車税を納付していただくこととなります。

■納税

納付月は、4月中旬ごろに納税通

知書を送付しますので、納期限の4月30日までに納付をお願いします。

納付書で納める方は、納税通知書に車検用の納税証明書がついていますので、納付後は大切に保管してください。

口座振替の方は、納税通知書を「はがき」で送付しています。振替確認の後、5月中旬頃に、口座振替済通知書と車検用の納税証明書がついた「はがき」を送付しますので、大切に保管してください。

※ 前年度以前に未納のある方は、納税証明書が使用できません。納付後交付を受けてください。

※ 車検用の納税証明書は、法勝寺庁舎税務課および天萬庁舎町民生活課で再発行できます。本人確認できる書類をお持ちください。世帯員以外の方が来られる場合には、委任状が必要となります。

■取得・廃車等の手続き

軽自動車等を取得・廃車・名義変更等したときは、申告書を提出すること（手続きをすること）になっています。ただし、車種によって申告場所が異なりますのでご注意ください。

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
：法勝寺庁舎税務課または天萬庁舎町民生活課で手続きをしてください。

【申告に必要なもの】
・登録：印鑑、販売証明書または譲渡証明書
・廃車：印鑑、ナンバープレート

※ ナンバープレートを紛失された方は弁償金300円がかかります。
・名義変更：新旧所有者の印鑑

軽自動車二輪（125ccを超え250cc以下）・軽自動車（三輪・四輪）
：軽自動車協会または二輪の販売会社か自動車販売会社で手続きをしてください。

二輪の小型自動車（250ccを超える）
：中国運輸局または二輪の販売会社で手続きをしてください。

※ スクラップ等、廃棄処分して在現所有されていない方は、廃車申告をしてください。いつまでも軽自動車税がかかります。譲渡して現在所有されていない方または亡くなった方の所有になっている軽自動車等は、名義変更の申告をしてください。いつまでも前所有者の方の名前で納税通知書が届きます。

※ 転出等住所変更された方は、登録事項の変更申告をしてください。住民票上の住所を変更されても、軽自動車等の登録住所は変更されません。いつまでも登録のある市区町村で課税されます。

■減免

心身に障がいのある方がお使いの軽自動車等や、公益のために使用される軽自動車等は、一定の要件に該当すると、申請により減免される場合があります。申請は毎年必要です。

【申請時期】
4月1日から納期限7日前まで
【申請場所】
法勝寺庁舎税務課または天萬庁舎町民生活課

申告場所及び税額

申告場所	車種	税額
各市区町村	原動機付自転車・第一種（50cc以下）	1,000円
	原動機付自転車・第二種（乙）（50ccを超え90cc以下）	1,200円
	原動機付自転車・第二種（甲）（90ccを超え125cc以下）	1,600円
	原動機付自転車・ミニカー	2,500円
	小型特殊自動車・農耕用	1,600円
	小型特殊自動車・その他	4,700円
軽自動車協会	軽自動車二輪（125ccを超え～250cc以下）	2,400円
	軽自動車三輪	3,100円
	軽自動車四輪・貨物（自家用）	4,000円
	軽自動車四輪・貨物（営業用）	3,000円
	軽自動車四輪・乗用（自家用）	7,200円
	軽自動車四輪・乗用（営業用）	5,500円
中国運輸局	軽自動車・雪上車	2,400円
	二輪の小型自動車（250ccを超える）	4,000円

心身に障がいがある方のために使用する軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】
手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳）、運転免許証、車検証、印鑑、軽自動車等の使用目的を証明する書類（本人が運転する場合以外）

【減免となる障がいの範囲】
・ 身体障がいのある方：障がい名および障がいの程度によります
・ 知的障がいのある方：療育手帳Aの方
・ 精神障がいのある方：精神障害者保健福祉手帳1級の方

【減免に該当する軽自動車等の所有について】
・ 心身に障がいがある方が運転する場合：本人の所有であること
・ 心身に障がいがある方以外が運転する場合：本人または生計を一にする方の所有であること

身体に障がいがある方のために構造を変更した軽自動車等の場合
【申請に必要なもの】
車検証、印鑑、構造を変更したことが分かる書類

公益のために使用される軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】
車検証、印鑑

※ その他にも減免の対象になる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

■お願い
軽自動車等に異動があった場合、申告していただくことになっています。しかし、すでに軽自動車等を所有していないのにも関わらず申告がないために課税され、未納となる場合があります。速やかに申告手続きをしていただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先
法勝寺庁舎 税務課
TEL 66-4802

税金は町の大切な自主財源です。納期限までに納付しましょう。